わがまち再発見

文化財のみかた

第31回

文化財課　☎0920(54)2341　Mail:k_bunkazai@city-tsushima.jp

長崎県遺跡地図

没後330年を迎える名副代官賀島兵介（恕軒）（2）

延宝3（1675）年、肥前田代領の佐役（副代官）を命じられた賀島兵介は、田代領へ赴任します。当時の田代領では、年貢の増加から多額の借金を抱え、賭博や妻子の身売りが多発するなど、百姓たちは困窮していました。

この惨状に愕然とした兵介は、領民への道徳教育の徹底に着手します。それが「壁書三十三ヶ条」です。壁書には自律や社会規範など、生活をよくするための教えが示されていました。兵介は領民と接する機会の多い庄屋たちに何度も読み聞かせ、わかりにくい箇所はかみ砕いて説明し、困窮を乗り越える術を教えました。また、自らも領民と接し、倹約に努める手本を見せることで、教えを浸透させました。さらに、植林や治水などあらゆる政策をすすめ、飢饉や洪水が起これば、薬や米の配給もしています。



「田代・博多・園部御壁書御書付控」
（長崎県対馬歴史研究センター所蔵）
※享保5（1720）年の田代領内への覚書が写されており、兵介の壁書の内容が後世に受け継がれていることが分かる。

このような常に領民を気にかける真摯な姿勢や、不要な接待・献上物を断る清廉潔白な人柄を慕われ、二度にわたる任期延長の嘆願がなされました。

貞享2（1685）年、11年にわたる田代領での活躍が評価され、対馬藩主から帰還を命じられます。その際、多くの領民は兵介との別れを惜しんで見送り、善政へのお礼として、年貢とは別に毎年米を送ることを約束しました。

次回は、帰還後の兵介の不遇の晩年、そして彼の死後の評価について紹介します。

些細なことでもかまいませんので、疑問や質問がありましたらお気軽にお尋ねください。

あんにょん！韓国語

問い合わせ
観光交流商工課　☎0920(53)6208
上対馬振興部　地域振興課　☎0920(86)3111

韓国のお餅話

今月は韓国の文化をコラム形式で紹介します。



対馬市国際交流員
金　秀珉（キム　スミン）

みなさん、アンニョンハセヨ！最近韓国で餅が流行っていますが、考えてみれば対馬には餅屋がないと思いまして今月は韓国の「餅、떡（トック）」について話をしたいと思います。

韓国の餅には長い歴史があります。青銅器時代（約3500年前）、穀物を蒸すための「시루（シル）」という蒸し器が見つかっており、かなり古い時代から餅が作られていたと考えられます。朝鮮時代の調理書などに登場するものまで含めると、韓国の餅はおよそ198種類にもなると言われていますが、現代、食べる餅はごく一部です。代表的なものは、お盆に食べる「ソンピョン」とお正月に食べる「トック」のように毎年食べる餅のほか、結婚式や子どもの百日祝い、引越しなど様々な記念日に食べる餅などがあります。

また、昔、米が十分に取れなかったときは、餅を作ること自体が贅沢でもあったため、餅は「良いもの」の象徴となり「밥 위에 떡（パウィエトック）（ご飯の上に餅=良いことが重なる）」「이게 웬 떡이냐（イゲウェントギニャ）（思いがけない幸運だ）」など、餅を幸運や喜びにたとえる表現も生まれました。

このように餅は、昔から日常生活でよく振る舞われ、現在にも市場や街など身近な所で餅の専門店「餅屋、떡집（トックチップ）」をすぐ見つけることができます。最近では、クリームや果物、チョコレートなどを組み合わせたり、色や形を工夫したりしてカラフルで可愛い餅が人気です。カステラフレークをまぶした「カボチャ餅」や白い蒸し餅「ペクソルギ」にトマトソースやチーズ、ペパロニなどを合わせた「ピザソルギ」、パンの中に餅を入れるなど伝統的な餅に新鮮なアイデアを加え発展しています。

10月1日付けで着任した新隊員を紹介します！

●プロフィール
氏　　名：橋本（はしもと）　和馬（かずま）
着 任 日：令和8年10月1日
ミッション：香信ナバイバー
所　　属：農林水産部農林しいたけ課
勤 務 地：上県行政サービスセンター

●香信（こうしん）ナバイバーとは？
しいたけ生産者から技術修得・継承することで、対馬市の特産品としてのしいたけ生産を維持・発展させるため、新規のしいたけ生産者になることを目指し活動します。
※ナバ＝しいたけ（サバイバーの造語）



４年前、仕事のために対馬へ移住し、そこで出会ったしいたけ生産者の方からいただいた原木しいたけのおいしさに衝撃を受けました。一度対馬を出てからもそのおいしさが忘れられず「自分もしいたけ栽培に携わりたい」と思い、島おこし協働隊に着任しました。
対馬のおいしい原木しいたけを多くの人に知ってもらい、これからも残していけるよう活動していきます。どうぞよろしくお願いします。

たすけあい通信 Vol.109
問い合わせ　対馬市社会福祉協議会　☎0920(58)1432
対馬市長寿介護課　☎0920(58)1118

厳原町天道茂地区のサロン活動を紹介します！

今月は、厳原町天道茂地区で活動している「遊月サロン」の様子をご紹介します。毎月第2・第4火曜日に開催されており、天道茂地区だけでなく、ほかの地区からも参加されるなど、多くの方の交流の場となっています。
まず、ラジオ体操で体をほぐした後、椅子に座り「長生き音頭」を踊り、会場は笑顔と笑い声に包まれました。体を動かした後は、折り紙を使った「箸入れ」や「ポチ袋」作りに挑戦！色とりどりの柄の中からお気に入りを選び、参加者同士で教え合いながら素敵な作品を完成させました。
また、8月生まれの方のお誕生日会も行い、みんなで歌を歌ってお祝いしました。昼食にはお弁当や差し入れのお菓子を囲みながら楽しいひとときを過ごし、おしゃべりにも花が咲きました。
これからも地域のつながりを大切にしながら、誰もが安心して集える居場所づくりを応援しています。お気軽にご相談ください。

第2層生活支援コーディネーター　（下圏域担当）　小島


元 元 元気でシャシャンとね♪


次どうやった？


ポチ袋と箸入れ完成！

年金コーナー

問い合わせ　日本年金機構長崎南年金事務所
☎095(825)8701

11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では「国民お一人お一人に「ねんきんネット」などを活用して、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

また、持ち主不明記録検索では、現在持ち主が分からなくなっている年金記録を「ねんきんネット」上で検索できます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

また、保険料を納付することが経済的に難しい方は、免除・納付猶予申請などを年金事務所または市役所年金窓口（各行政サービスセンターや各住民生活課を含む）で受け付けております。年金事務所からの通知などが届いている方はぜひご覧になり、手続きにご活用ください。

なお、失業した証明などをお持ちの方は、ご持参いただくと免除申請がスムーズに行えます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）をご覧ください。

長崎北年金事務所の出張年金相談

○と　き　12月16日(水)14:00～17:00
ところ　中対馬振興部
○と　き　12月17日(木)　9:00～15:00
ところ　上対馬総合センター

★年金相談は予約制です。相談時間枠には限りがありますので、お客様のご希望に添えない場合もございます。
★予約受付期限　12月11日(金)
★予約先　☎095(861)1354

要チェック! 消費者トラブルに巻き込まれる前に

対馬市消費生活相談所だより

問い合わせ
対馬市消費生活相談所　☎0920(52)8322
長崎県消費生活センター　☎095(824)0999

店舗でのアクセサリーまたは貴金属などの買取に関する消費者トラブルにご注意！



【相談事例】

買取業者の店舗を訪問して、18金のアクセサリーの査定をお願いしたが、査定金額が安いと感じたので断った。しかし、担当者がアクセサリーを返却してくれず、最初に言った買取金額の倍の金額で買い取ると言って強引に現金を渡してきた。担当者の勢いに負けて現金を受け取ったが、現金を返してアクセサリーを取り戻したい。

【消費者へのアドバイス】

査定を受けたからといって、その場で買取に応じる義務はありません。また強引に現金を渡そうとされても、納得していなければ受け取らず、売るつもりがないことをその場で明確に伝えましょう。事業者が自宅に来て行う「訪問購入」とは異なり、**店舗での買取はクーリング・オフ制度の対象外です。そのため、いったん契約して商品を引き渡すと、原則として契約をキャンセルすることはできません。**困った時は一人で悩まずに対馬市消費生活相談所に相談してください。

